

1. 件名：福島第一原子力発電所における2月13日の地震を踏まえた今後の耐震評価に係る面談
2. 日時：令和3年8月6日（金）13時00分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
大辻室長補佐、新井安全審査官、高木技術参与、久川係員
知見主任安全審査官（テレビ会議システムによる出席）
審査グループ 地震・津波審査部門（テレビ会議システムによる出席）
江崎企画調査官、千明主任安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクトマネジメント室 担当2名
福島第一原子力発電所 担当20名
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（テレビ会議システムによる出席）
担当4名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、本年7月7日の第19回原子力規制委員会及び7月12日の第92回特定原子力施設監視・評価検討会における議論を踏まえ、原子力規制庁より意見を求めた福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）における耐震設計に適用する地震動及びその適用の考え方について、資料に基づき主に以下の説明があった。
 - 1Fにおける耐震設計に係る原子力規制庁の考え方を受けた主な意見について
 - ✓ 原子力規制委員会で示された原子力規制庁の耐震設計の考え方は、東京電力としてもおおむね同じ考え方であることに変わりはない。
 - ✓ 一方、現在申請中の案件は、耐震設計が進んでおり、B+クラスとして位置付けられる設備に対して、Ss600機能維持を適用することとしたい。
- 原子力規制庁は、上記の説明を確認するとともに、
 - 現在申請中の案件を含め、各設備の耐震機能喪失時の損傷及び上位クラスへの波及的影響を明確にし、公衆への被ばく影響評価結果を整理した上で、設定すべき耐震クラスや地震動について東京電力としての考え方を明確に提示すること。
 - 各設備に対して水平2方向と鉛直方向の地震動の組合せを適用する設計方針を含め、1F全体の耐震設計の基本方針を整理して説明すること。
 - B+クラスと位置付けている設備に適用する地震力の算定に当たって、最大加速度450galの地震動の水平2方向の組合せを考慮せず、水平1方向のSs600を適用するとしている考え方を整理して説明すること。
 - 耐震性が確保できない場合の代替策として、機動的対応（影響緩和策）を講ずるとした場合については、地震による多数の設備の共通要因故障が想定されることを踏まえ、代替する設備の準備状況や具体的な手順等を説明すること。
 - 1号機の燃料取り出し設備については、2号機と比べて、供用期間及び波

及的影響によるリスクが異なることから、号機ごとに供用期間及び波及的影響を明示するとともに、個別に対応方針を整理すること。

- 1号機の燃料取り出し設備の波及的影響によるリスクについては、施工計画の実現性（建屋外壁面との接合による支持形式の妥当性等）を踏まえて整理し説明すること。

等を求めた

6. その他

資料：

- 原子力規制委員会で示された1Fの耐震設計の考え方を受けた当社の対応(第92回特定原子力施設監視・評価検討会後の再確認結果)
- 規制庁殿の耐震設計の基本方針を受けた実施計画変更認可申請中の設備の対応について